

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン

—2 自宅において ICT 等を活用した学習を行う児童生徒について—

(令和5年6月 川越市教育委員会)

出席扱い 判断の目安（原則、以下に掲げる項目すべてを満たすこと）

I 学校と家庭との関係について

- (1) 学校と家庭との間に、協力関係が保たれていること。
- (2) 訪問等による対面の指導^{*1}を定期的かつ継続的^{*2}に行われていること。

*¹対面の指導…対面の指導を行う者は、在籍校の教職員、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が該当する。

*²定期的かつ継続的…概ね1か月に1回以上

- (3) 基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- (4) さわやか相談室、教育センター第一分室（リベーラ）及び教育支援室（つばさ教室・小学生学習支援室）、フリー スクール等での相談・指導をうけることができるよう、当該児童生徒とその保護者に対して、情報提供が行われること。

2 ICT 等を活用した学習について

- (1) 教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供する ICT 教材を活用した学習、通信教育を活用した学習であること。

3 学習プログラムと学習の把握について

- (1) 当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた、計画的な学習プログラム（教科書に準拠したもの）であること。
- (2) 月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画であること。
- (3) ICT 等を活用した学習内容について、把握することが可能であること。